

遠隔地出身学生奨学金申請書

年 月 日

平安女学院大学 学長

平安女学院大学遠隔地出身学生奨学金の給付を希望しますので、保証人（保護者）と連署の上、申請いたします。なお、遠隔地出身学生奨学金規程（返還）第8条に該当する場合、給付された奨学金を全額返還いたします。

また、保証人（保護者）は、申請者が同8条に該当する場合は、申請者本人と連帯して返還いたします。

申請者氏名： _____ 印
自宅（実家）住所： _____
自宅（実家）最寄り駅： _____
保証人（保護者）氏名： _____ 印
申請者との続柄： _____
保証人（保護者）住所： _____

順路	利用交通機関の名称	区間	所要時間
1		～	
2		～	
3		～	
4		～	
5		～	
		合計時間	

※申請者及び保証人（保護者）の住民票を添付してください。

遠隔地出身学生奨学金規程（抜粋）

（返還）

第8条 奨学金の給付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の返還を求めることができる。

- （1）平安女学院大学学則第47条により処分を受けたとき
- （2）提出書類に虚偽の記載など、不正が判明したとき
- （3）その他、修学の意志がないと認められるとき
- （4）前条に定める届出が所定の期日までに提出されないとき
- （5）前条に定める届出において、自宅以外に居住する事実が確認できないとき

2 前項により返還を求められた者は、本学が指定する期日までに所定の奨学金を一括して返還しなければならない。